

第5回犯罪被害者等基本計画検討会における検討課題について ～支援等のための体制整備への取組（基本法第11,21,22条関係）～

平成17年7月11日
総務省

〔犯罪被害者等の要望に係る施策に対する基本的考え方〕

【基本法第11,21,22条共通】

犯罪被害者等のための権利利益の保護を図ることは重要なことであり、地方公共団体においても、地域保健サービス、公営住宅の供給等その担っている機能を活用することにより、犯罪被害者等対策を行うことが期待されている。

そうした中で、地方公共団体による施策は、地域の実情等も勘案し、地域の自主的、主体的な判断により実施されるべきものであり、一律に措置を国が義務付けることは地方分権の観点から適当ではなく、具体的にどのような施策を実施するかは、各地方公共団体が国との適切な役割分担やそれぞれの地域の状況を踏まえて判断すべきものとする。

特に、

- 地方分権一括法の施行等により、国が地方公共団体における組織や職の設置を義務づけている「必置規制」については、地方公共団体の自主組織権を尊重する観点から、その廃止や緩和が図られているところであり、新たな機関や人員の配置を地方公共団体に義務づけることは不適當であること、
- 地方公共団体が法令に基づいて新たな事務を行う義務を負う場合においては、国は、そのために要する財源について必要な措置を講じなければならないとされていることに留意すべきである。

総務省としては、地方公共団体に対して犯罪被害者等基本法の趣旨及び犯罪被害者等基本計画検討会等における議論の状況等について十分に情報提供していくこととしている。

〔地方公共団体の対応方策〕

基本法第 11 条関係（相談及び情報の提供等）

①犯罪被害者等支援窓口の一本化に係る要望について

地方公共団体が所管する事務は幅広く、個々の所管事務に精通した職員が適切な業務を行うために担当課室が設けられているところであるが、犯罪被害者に対する施策の一体的実施は重要なことであることから、各団体の実情に応じ、窓口となる担当者を決めたり、各部署との連携を図るほか、パンフレットの配布などを行うことが考えられる。

③犯罪被害者等支援に関する情報取得の利便性向上に係る要望について

犯罪被害者等支援に関する情報提供は重要であることから国の関係省庁において所要の被害者支援施策を踏まえて、地方公共団体においても情報提供に努めるものとする。具体的には全国的に作成されたパンフレット等を地方公共団体の窓口等で配布する等が考えられる。

⑥長期支援体制の確立に係る要望について

長期支援体制への取組については、国の関係省庁において所要の施策を決定していただいた後、これを踏まえて地方公共団体が自団体の状況等を勘案して決定するものと考えている。

⑦犯罪被害者等支援のコーディネーターや専門的チームの育成に係る要望について

コーディネーター設置については国が犯罪被害者支援にかかる各分野にわたる役割を果たした上で、各地方公共団体においては自主的に判断すべきものとする。

基本法第 21 条関係（調査研究の推進等）

②其他人材の養成等に係る要望について

犯罪被害者支援の担い手育成については、国の各分野における施策を踏まえた上で各地方公共団体が地域の状況等を基に必要性を自主的に判断するものとする。なお、一般の市町村において専門的な知識を有する人材を確保することは非常に難しいものとする。

基本法第 22 条関係（民間の団体に対する援助）

①民間の団体に対する財政的援助の充実に係る要望について

犯罪被害者支援のための自助グループへの支援措置はすでに一部の地方公共団体において実施されているところである。地方公共団体においては今後とも地域の状況を勘案して各地方公共団体が財政支援を行うかどうか自主的に判断するものと考えている。

②その他の必要な施策に係る要望について

個々の要望により内容が異なるため「個別意見に対する見解」を参照いただきたい。

〔個別意見に対する見解〕

基本法第11条関係（相談及び情報の提供等）

①犯罪被害者等支援窓口の一本化に係る要望について

- 生活費、医療費、住居費に困ったとき、それぞれ担当課が異なり、説明することが苦痛なので、相談窓口を一本化してほしい。
- 被害者支援窓口の紹介（一本化した総合窓口の設置）や被害者が必要とする支援に関する情報提供の徹底（パンフレット、担当部署担当者の名刺等の配付等）
- 国・地方公共団体は、省庁・関係機関間の連携・ネットワーク化を図るとともに、犯罪被害者支援体制の一元化を図り、責任の所在を明確化すべきではないか。
- 被害者がどこに相談に行けばよいか迷わないよう、地方公共団体の被害者の対応窓口を一本化すべき。相談機関の人員も充実すべき。

地方公共団体が所管する事務は幅広く、個々の所管事務に精通した職員が適切な業務を行うために担当課室が設けられているところであるが、犯罪被害者に対する施策の一体的実施は重要なことであることから、各団体の実情に応じ、窓口となる担当者を決めたり、各部署との連携を図るほか、パンフレットの配布などを行うことが考えられる。

- 行政機関に犯罪被害者のための窓口を設けるべきではないか。
- 被害者にとっては、刑事手続に関するものだけでなく、転居、金銭問題、雇用者等に関する問題も含めて相談できる又は相談先を教示してくれる、総合的な窓口が警察以外の機関にも必要。
- 縦割り行政の弊害を排除していただきたい。子どもは自分から、問題に応じて適切な省庁に持ち込めるわけではない。窓口の一本化、全体を見ていただき、法律に関しても施策に関しても、子どもという視点からもう一度見直していただきたい。

地方公共団体が所管する事務は幅広く、個々の所管事務に精通した職員が適切な業務を行うために担当課室が設けられているところであるが、犯罪被害者に対する施策の一体的実施は重要なことであることから、各団体の実情に応じ、窓口となる担当者を決めたり、各部署との連携を図るほか、パンフレットの配布などを行うことが考えられる。

③犯罪被害者等支援に関する情報取得の利便性向上に係る要望について

- 被害者支援窓口の紹介（一本化した総合窓口の設置）や被害者が必要とする支援に関する情報提供の徹底（パンフレット、担当部署担当者の名刺等の配布等）
- 全国どこでも等しく必要な時に必要な支援に関する情報を取得できるようなアクセス利便性の向上
- 被害者のためにどのような情報はどこで得られるのか明確になるように整備する。
- インターネット等で情報を得ることができる被害者とそうでない被害者の間に不公平が生じない処置をとること。
- 被害者同士に出会うための情報などを積極的に情報収集できない犯罪被害者にも適切に情報提供すべき。
- 現状の情報提供は、聞かれたら答えるというスタンスであり、今後は受身の活動にならないこと。
- 性暴力被害者がアクセスしやすいところに被害者にわかりやすいハンドブックを置くなどの広報活動を充実させてほしい。

犯罪被害者等支援に関する情報提供は重要であることから国の関係省庁において所要の被害者支援施策を踏まえて、地方公共団体においても情報提供に努めるものとする。具体的には全国的に作成されたパンフレット等を地方公共団体の窓口等で配布する等が考えられる。

- 関連法律の洗い出し、整備をし、被害者対策の充実を図ること。

被害者対策の充実を図るに当たっては、国の各関係省庁が用意する所要の支援施策の中身を踏まえて検討すべきものとする。なお、地方公共団体による施策は、地域の実情等も勘案し、地域の自主的、主体的な判断により実施されるべきものであるものとする。

⑥長期支援体制の確立に係る要望について

- 長期間にわたる苦悩に対応するために、身近なところで安心して電話相談・面接相談を受けることができる体制づくりが必要
- 電話相談や面接相談等による長期的支援体制の確立
- 被害直後から長期にわたって身体的・精神的支援が必要ではないか。犯罪被害者に対する支援をボランティアに頼りきるのは不十分ではないか。

長期支援体制への取組については、国の関係省庁において所要の施策を決定していただいた後、これを踏まえて地方公共団体が自団体の状況等を勘案して決定するものと考えている。

なお、一部の地方公共団体知事部局においてはすでにDV、児童虐待、消費者相談等の分野において様々な相談などを実施しているところであり、今後とも各地域の実情に即した対応を各地方公共団体が実施するものと期待する。

⑦犯罪被害者等支援のコーディネーターや専門的チームの育成に係る要望について

- 被害者は精神的に非常に落ち込むため、いろいろな人とコミュニケーションを取って支援を依頼することが不可能であるから、被害者と医療・法律などの専門職や家事支援のボランティアとをつなぐコーディネーターが必要である。
- 事件直後から、生活の援助、法律的なサポート、心理・精神的サポートなどを総合的にコーディネートし、各専門職に引き継いでいくことのできる人材が必要

コーディネーター設置については国が犯罪被害者支援にかかる各分野にわたる役割を果たした上で、各地方公共団体が自団体の規模、地域の状況等を基に判断するものとする。

基本法第 21 条関係（調査研究の推進等）

②その他人材の養成等に係る要望について

- 犯罪被害者支援の担い手の育成及び支援のための幅広いネットワークの基盤整備などを行う

犯罪被害者支援の担い手育成については、国の各分野における施策を踏まえた上で各地方公共団体が地域の状況等を基に必要性を自主的に判断するものとする。なお、一般の市町村において専門的な知識を有する人材を確保することは非常に難しいものとする。

基本法第 22 条関係（民間の団体に対する援助）

①民間の団体に対する財政的援助の充実に係る要望について

- 被害形態がDV、虐待、性被害、未解決事件など、早期支援団体が不慣れな領域を支援している民間ボランティア団体に対しても継続的な経済的支援
- 自助グループへの継続的物的財政的支援
- 地方自治体による財政支援を充実させてほしい。
- 市町村の負担金支出の根拠となる規定を整備してほしい。

犯罪被害者支援のための自助グループへの支援措置はすでに一部の地方公共団体において実施されているところである。地方公共団体においては今後とも地域の状況を勘案して各地方公共団体が財政支援を行うかどうか自主的に判断するものと考えている。

- 被害者支援を行政の取り組むべき業務として位置づけてほしい。

被害者支援に関して行政の取り組むべき事務は、犯罪被害者基本法の規定に基づき行われることとなっている。地方公共団体は法令の規定を尊重しつつ適切な対応をなすものとする。

- 支援員の研修費用への補助がほしい。
- 民間支援団体へ財政的支援をしてほしい。
- 民間犯罪被害者支援組織では財政基盤確立と人材確保が急務
- 被害者支援法人を法制化し、一定の条件の下に国庫から継続的に財政支援を受けて安定した財政基盤の下で支援に当たりたい。
- 民間の犯罪被害者支援団体が十分な被害者支援を行えるよう経済的援助を行ってほしい。
- 国から被害者の自助グループへの財政的支援
- 更生保護法人と同様、犯罪被害者支援組織も法人化し、一定条件の下で国が継続的に財政支援を行うとともに、特定公益増進法人に指定し税法上の優遇措置が受けられるようにする必要があるのではないか。
- 国は、民間の犯罪被害者支援組織及び被害者・遺族自助グループの設立・運営を支援し、全国的な被害者支援体制を確立すべきではないか。被害者が被害直後から全国どこでも支援を受けられる体制を整備することが必要ではないか。
- 支援活動をしている民間団体への財政援助を考えてほしい。

犯罪被害者支援団体のボランティアを育成するための講座開設、犯罪被害者支援のための自助グループへの財政支援など、支援措置はすでに一部の地方公共団体において実施されているところである。地方公共団体においては今後とも地域の状況を勘案して各地方公共団体が財政支援を行うかどうか自主的に判断するものと考えている。

②その他の必要な施策に係る要望について

- 政府広報などで支援センターの活動を積極的に広報してほしい。

国と地方公共団体の役割分担を定めた上で、地方公共団体において周知すべき情報については適切な方法で周知を図ることが重要と考える。

- 被害者支援サービスを提供する関係省庁から支援団体に職員を派遣し、被害者支援サービスの充実を図りたい。

被害者支援施策を所管する関係省庁から犯罪被害者支援のための自助グループへの職員派遣については、まず関係省庁における被害者支援施策及び国と地方公共団体における役割分担を明確化した上で可否を検討すべきものと考えられる。

○ **全国的な犯罪被害者支援センターの整備**

地方公共団体の事務は地域の自主的、主体的な判断により実施されるべきものであるため、一律に措置を国が義務づけることは地方自治の本旨に反し、適当ではない。全国レベルでの犯罪被害者支援センターの整備については、まず国において対応を検討すべき事柄と考えられる。

○ **行政や専門家が連携して事件の直後からそれぞれの時期、段階において、被害者遺族の求めに応じたサポートができるような犯罪被害者支援センターを北海道に設立すること。**

地方公共団体の事務は地域の自主的、主体的な判断により実施されるべきものであるため、一律に措置を国が義務づけることは地方自治の本旨に反し、適当ではない。当該支援センター整備はまず国において対応を検討すべきものと考えられる。

- **犯罪被害者同士の交流の場の提供（自助グループの開設と交流等）が必要ではないか。**
- **「被害者会館」の創設や被害者、遺族等が優先的に公共施設（特に土日等）をしようできる体制整備**
- **医療関係者、司法関係者、被害者支援の弁護士、専門的な支援をする者たちが、ネットワークをつくり、その中心に、民間支援の一般的な支援をする方が入って、専門的な支援につなげていくのが一番いい形であり、それを応援、推進していただきたい。**

犯罪被害者支援のための自助グループ等への支援措置はすでに一部の地方公共団体において実施されているところであるが、当該支援の判断については各地方公共団体が国の講じている犯罪被害者支援に関する施策を踏まえた上で、地域の実情、当該自助グループの地域内での活動状況等を勘案してなすものと考えられる。

都道府県（知事部局）における相談及び情報提供

並びに民間支援団体に対する措置例

平成 17 年 7 月 11 日
総 務 省

1. 相談及び情報の提供等

(1) DV

・配偶者暴力被害相談事業

配偶者暴力被害者からの相談に対応するとともに、その自立支援のために必要な制度等の情報提供や支援を行うため、女性相談所に相談専用電話を設置するとともに、弁護士等の派遣による出張相談を県内各地で実施。

・女性相談所事業

DV防止法第3条の規定に基づいて設置した相談所で、女性相談員による相談受理のほか被害女性等の一時保護を実施。

・DV防止体制強化事業費

関係機関のネットワークによるDV防止体制の強化、女性相談センターにおける休日・夜の相談員の配置及び市等に配置されている相談員等の研修を実施。

・外国籍DV被害者支援事業

外国籍DV被害者のための通訳の委託、DV啓発リーフレットの作成を行う。

・ストーカー・配偶者暴力対策広報啓発活動

ストーカー対策広報用ポスター・配偶者暴力対策用パンフレットなどを作成し、広報啓発活動を実施する。

(2) 児童虐待

・子供を虐待から守る総合対策推進事業

急増する児童虐待相談に適切に対処し、児童虐待防止法に定める責務を果たすため、関係機関・団体の連携と相談援助体制の強化を図るとともに、虐待防止に関する広報啓発を行い、児童虐待の早期発見・早期対応を図る。具体的には以下の①、②を行う。

① 関係機関・民間団体連携強化事業

ア 虐待から子どもを守る連絡会議設置。

② 困難ケースに対応するための体制整備事業

ア 児童虐待対応専門家チームの設置

イ 児童相談所カウンセリング

・子供・女性電話相談事業

年中無休、午前9時から午後10時まで開設する電話相談窓口を設置し、児童虐待やDV等に関する相談に応じる。

・児童虐待に関する相談事業

児童相談所の相談員による休日・夜間の相談、職員が相談できる顧問弁護士を県に設置する。

(3) その他

・消費生活苦情相談処理事業

消費者トラブルの苦情相談に応じ、必要な情報の提供、助言・斡旋、他機関の紹介等を行う。

・交通事故相談所事業

交通事故被害者及び家族等が直面している各般の問題について相談に応じ、必要な情報の提供及び助言等を行う交通事故相談員を配置するとともに、相談員の資質向上を図るための専門研修を行う（※1）。

※1 都道府県における交通事故相談の窓口は警察に多く存在する。

2. 民間の団体に対する援助

・DV被害者支援事業

DV被害者を支援する民間シェルター等に対して以下の経費を助成する（※2）。

①シェルターの家賃②被害者の医療費③シェルターの警備委託経費④外国人被害者のための通訳雇い上げ経費⑤同伴自動の託児経費。⑥被害者がシェルターまで避難するためのタクシー代等

※2 都道府県における被害者団体への助成のほとんどは警察を通じて行われている。

・外国人DV被害者電話相談補助事業

外国人向けのDV相談を実施している団体に対して補助し、在日外国人被害者への支援を行う。

**都道府県（知事部局）における相談及び情報提供並びに民間支援団体
に対する支援措置状況（平成 17 年度）**

1．犯罪被害者に対する相談窓口の設置又は情報提供の状況

41 団体中 25 団体

（内訳）

（1）DV 関係 41 団体中 18 団体

（2）児童虐待関係 41 団体中 9 団体

（3）その他（消費者相談窓口等） 41 団体中 20 団体

2．民間の団体に対する援助

・財政上の助成措置 41 団体中 6 団体